

**別添3**

## 企業行動規範の概要について

平成19年10月31日

上場会社は、証券市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、有価証券上場規程において企業行動規範が制定されました（平成19年11月1日施行）。

企業行動規範は、一般的な規範として、上場会社による流通市場の機能及び株主の権利を尊重する義務を定めるとともに、従来から上場会社に要請してきた事項（株主総会における議決権行使の促進に向けた環境整備及び内部者取引の未然防止に向けた体制整備等）及び規範的要素を含む上場規則（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等、買収防衛策の導入に係る尊重事項、並びに株式分割等に係る努力等）を再整理し、また、新たに上場会社に求める事項（MSCB等を発行する場合の流通市場への影響及び株主の権利への配慮、書面による議決権行使、所定の機関の設置、会社法上の会計監査人を証券取引法上の監査を行う公認会計士等として選任する努力、会社法上の内部統制システムの整備等）を加えたもので構成されています。

上場会社は、企業行動規範の目的である株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の実現という趣旨を十分にご理解いただき、有価証券上場規程に基づく上場会社の義務として、十分な対応を講ずるようにしてください。

**【留意事項】****報告事項が増えました**

企業行動規範の制定に伴い、上場会社の企業行動に関し遵守すべき事項が定められることとなりましたが、それに加えて、別添3-3頁「2. 企業行動規範に係る勧告及び公表措置、報告義務」記載のとおり、東証への報告事項が増えましたので、十分にご留意ください。

2007年11月の規則施行時の報告の取扱い

## a. 会社法上の内部統制システムの基本方針の報告に関する取扱い

- ・改正規則の施行日（2007年11月1日）現在において、会社法上の内部統制システムの基本方針についての決議をしていない上場内国会社は、東証にその旨の報告をしていただくことが必要となります。
- ・なお、一定の周知・準備期間を設ける観点から、実務運用上の経過措置として、当該報告は2007年11月末日まで、当該決議は同12月末日までに行えば足りることとします（報告の記載内容は提出日現在の状況及び当該決議の予定時期を記載してください。施行日から提出日までの間に当該決議を行った場合には報告不要とします。）
- ・報告が必要な場合に、報告を怠った場合には企業行動規範に係る勧告、公表の対象となるおそれがあるため、報告を失念することのないよう、くれぐれもご注意ください。

## b. 会社法第331条等に係る報告に関する取扱い

- ・改正規則の施行日（2007年11月1日）現在において、会社法第331条（取締役の資格等）会社法第335条（監査役の資格等）会社法第337条（会計監査人の資格等）会社法第400条（委員の選定等）に違反している上場内国会社は、東証にその旨の報告をしていただくことが必要となります。
- ・なお、一定の周知・準備期間を設ける観点から、実務運用上の経過措置として、当該報告は2007年11月末日までに行えば足りることといたします（報告の記載内容は提出日現在の状況及び当該決議の予定時期を記載してください。施行日から提出日までの間に当該違反を解消した場合には報告不要とします。）
- ・報告が必要な場合に、報告を怠った場合には企業行動規範に係る勧告、公表の対象となるおそれがあるため、報告を失念することのないよう、くれぐれもご注意ください。

報告書の記載様式や新規上場時の取扱いその他についてご不明な点がございましたら、東証担当者（上場部上場会社担当手続グループ 電話：03-3666-0141（代表））までお問合せください。

## 【留意事項】

## 外国上場会社の取扱い

- ・外国上場会社については、企業行動規範のうち、有価証券上場規程第432条（尊重義務）第435条（MSCB等の発行に係る尊重義務）第437条（上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備。その発行する上場外国株券等が当取引所を主たる市場とする上場外国会社に限る。）第442条（買収防衛策の導入に係る尊重事項）第443条（内部者取引の未然防止に向けた体制整備）の各条が適用されます。
- ・適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

## 1. 流通市場の機能及び株主の権利の尊重に係る企業行動規範

上場会社（上場外国会社を含む。以下同じ。）は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重することが義務付けられています。

これは、企業行動規範に関する総則として、東証上場会社が企業行動を行うにあたっての基本原則とすべき事項を明示的に定めたものです。

【有価証券上場規程第432条】

## 2. 企業行動規範に係る勧告及び公表措置、報告義務

東証は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、上場会社に対し勧告することができることとなっています。上場会社は当該勧告を受けた場合には、当該勧告に沿った対応を行うようにしてください。また、当該勧告に沿った対応が上場会社によって行われなるときや、東証が必要と認めるときは、その旨が公表されることがあります。

- ・ 上場内国会社の最近の投資単位が50万円以上である場合
- ・ 上場会社が、MSCB等の転換又は行使を制限する所定の措置を講じない場合その他上場会社がMSCB等の発行について流通市場への影響及び株主の権利への配慮が著しく欠けると当取引所が認める場合
- ・ 上場内国会社が書面による議決権行使等、機関、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- ・ 上場内国会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合
- ・ 上場外国会社が議決権行使を容易にする環境整備に係る企業行動規範に違反した場合

また、その他、上場会社が実施する株式分割等が流通市場に混乱をもたらすおそれがあると東証が認める場合や、上場会社が買収防衛策の導入に係る尊重事項を尊重していないと東証が認める場合には、その旨を公表することができることとなっています。

なお、上場会社は、以下に掲げる場合に該当したときは、東証に報告することが義務付けられています。

- ・ 上場内国会社が書面による議決権行使等、機関、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- ・ 上場内国会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合
- ・ 上場外国会社が議決権行使を容易にする環境整備に係る企業行動規範に違反した場合

【有価証券上場規程第508条各項】

## (参考) 会社法

## (取締役の資格等)

第331条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- (1) 法人
  - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - (3) この法律若しくは中間法人法(平成13年法律第49号)の規定に違反し、又は証券取引法第197条、第197条の2第1号から第10号まで若しくは第13号、第198条第8号、第199条、第200条第1号から第12号まで、第21号若しくは第22号、第203条第3項若しくは第205条第1号から第6号まで、第15号若しくは第16号の罪、民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法(平成14年法律第154号)第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (4) 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 2 株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。
  - 3 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。
  - 4 取締役会設置会社においては、取締役は、3人以上でなければならない。

## (監査役の資格等)

第335条 第331条第1項及び第2項の規定は、監査役について準用する。

- 2 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。
- 3 監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

## (会計監査人の資格等)

第337条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項第2号に掲げる者を選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
  - (1) 公認会計士法の規定により、第435条第2項に規定する計算書類について監査をすることができない者
  - (2) 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
  - (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

## (委員の選定等)

第400条 各委員会は、委員3人以上で組織する。

- 2 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
- 3 各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
- 4 監査委員会の委員(以下「監査委員」という。)は、委員会設置会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

### 3. 株式等に係る企業行動規範

#### (1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力義務

上場内国会社は、投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努力することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第433条】

東証は、安定的で活力ある株式市場の確立に向けて幅広い投資者層、とりわけ多様な投資判断を有する個人投資者層の参入が必要かつ不可欠であるとの観点から、株式投資単位の引下げに関する施策を推進しています。投資単位の引下げは、個人投資者層の株式市場への参入を促し、ひいては我が国証券市場の活性化・直接金融の拡大に向けた基盤づくりに繋がるものと考えられています。

株式の投資単位とは、株式投資を行うために最低限必要な投資金額を表す言葉で、株価と売買単位（一単元の株式の数）で決まります。投資単位引下げには、「株式の分割」と「単元株式数のくくり直し」の二つの方法があります。「株式の分割」とは、従来の1株を2株や3株に分割する方法で、分割後の1株あたりの株価を引き下げることにより、投資単位を引き下げます。一方、「単元株式数のくくり直し」とは、上場会社の定める一単元の株式の数を1,000株から100株に変更するというように、売買単位を小さくすることによって、投資単位を引き下げます。

なお、投資単位の引下げに係る上場会社代表者要請については、「〔参考資料〕企業行動に関する過去の要請（5）株式投資単位の引下げについて」をご参照ください。

#### <投資単位の引下げに関する開示義務>

上場内国会社は、上場内国株券の最近の投資単位が50万円以上である場合は、事業年度経過後3か月以内に、5万円以上50万円未満の水準へ移行するための考え方及び方針等を開示することが義務付けられています。

詳細は本編第5章「2. 投資単位の引下げに関する開示」をご参照ください。

#### (2) 株式分割等に係る努力義務

上場会社は、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努力することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第434条】

### (3) M S C B等の発行に係る尊重義務

上場会社は、M S C B等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮することが義務付けられるとともに、以下に掲げるM S C B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。

上場会社がM S C B等を発行する場合には、M S C B等の買取契約<sup>1</sup>において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において行使数量<sup>2</sup>が当該M S C B等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、以下に掲げる内容を定めることが義務付けられています。

- (a) 当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使を行うことができない旨
- (b) 上場会社は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。
- (c) 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (d) 買受人は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で(b)(c)の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも(b)(c)の内容を約させること。
- (e) 上場会社は、転売先となる者との間で、(b)(c)の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも(b)(c)の内容を約すること。

行使数量は以下のとおり計算するものとします。

- ・当該M S C B等を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。
- ・当該M S C B等以外に当該上場会社が発行する別のM S C B等があり、かつ、行使可能期間が重複する別回号M S C B等がある場合は、当該M S C B等と当該別回号M S C B等の新株予約権等の行使数量を合算する。
- ・上場株券等の数は、当該M S C B等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合、上場株券等の数に公正かつ合理的な調整を行い、当該上場会社が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合、当該別回号M S C B等の発行の払込日時点における上場株券等の数及びの規定に基づく上場株券等の数として、取り扱うものとします。

買取契約には、以下の期間又は場合には、制限超過行使を行うことができる旨を定めることができます。

- ・対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から、当該行為がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- ・上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- ・取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄、監理ポスト、整理銘柄又は整理ポストに指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合
- ・新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間(M S C B等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。)

以下に掲げるすべての要件を満たす場合その他東証が適当と認める場合には、上記行使超過に係る制限義務の適用対象外となります。

- (a) 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行する場合。
- (b) 上場会社と買受人との間で対象株券等について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表される場合。
- (c) 買受人が、保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わない場合。
- (d) 買受人が、当該買受け後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わないこと。

<sup>1</sup> 上場会社がMSCB等を買受けようとする者と締結する契約のことをいう。

<sup>2</sup> 転換又は行使により取得することとなる株券等の数のことをいう。

【有価証券上場規程第435条各項、同施行規則第436条】

#### <MSCB等の発行に関する実務上の留意事項>

MSCB等の発行を行うに際しては、有価証券上場規程に定める尊重義務等を遵守したうえで、上場会社代表者要請及び「〔別添〕MSCB等の発行に関する実務上の留意事項」を踏まえ、適切にご対応ください。

MSCB等の発行に係る上場会社代表者要請については、「〔参考資料〕企業行動に関する過去の要請(9)MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請」をご参照ください。

#### <MSCB等の発行を行う際の適時開示>

MSCB等の発行を行う際の適時開示については、詳細は本編第2章「〔1〕1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」をご参照ください。

## 4. 機関等に係る企業行動規範

### (1) 書面による議決権行使等の義務

上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めることが義務付けられています。ただし、株主の全部に対して会社法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、当該義務違反とはなりません。

【有価証券上場規程第436条】

なお、上場会社は、株主総会を招集する場合に、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めないこととしたときには、東証に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第508条第1項】

(参考) 会社法

第298条第1項第3号

株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

### (2) 議決権行使を容易にするための環境整備

#### a. 上場内国会社における議決権行使を容易にするための環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることが義務付けられています。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令第36条の2に規定する参考書類(以下「招集通知等」という。)を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

- (4) 招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることのできる状態に置くこと。
- (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【有価証券上場規程第438条、同施行規則第437条】

なお、東証では、株主の議決権行使環境が改善策の一環として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」への参加を紹介しています。

詳細は「〔参考資料〕企業行動に関する過去の要請(8)機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加のご案内について」をご参照ください。

#### (参考) 会社法

##### 第299条第1項

株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の2週間（前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

##### 第301条第1項

取締役は、第298条第1項第3号に掲げる事項を定めた場合には、第299条第1項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

議決権の代理行使の勧誘（法第194条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第36条の4から第36条の6までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第36条の4までにおいて「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第36条の6において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第36条の5までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

#### (参考) 金融商品取引法施行令第36条の2

第36条の2 議決権の代理行使の勧誘（法第194条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第36条の4から第36条の6までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第36条の4までにおいて「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第36条の6において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第36条の5までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

- 2 勧誘者は、前項の規定による委任状の用紙又は参考書類の交付に代えて、当該被勧誘者の承諾を得て、当該委任状の用紙又は参考書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該勧誘者は、当該委任状の用紙又は参考書類を交付したものとみなす。
- 3 勧誘者は、前項前段の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該被勧誘者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定による承諾を得た勧誘者は、当該被勧誘者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該被勧誘者に対し、第2項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該被勧誘者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 第1項の委任状の用紙の様式は、内閣府令で定める。

#### b. 上場外国会社における議決権行使を容易にするための環境整備

上場外国会社（その発行する上場外国株券等が当取引所を主たる市場とする上場外国会社に限る。）は、株主総会の招集をする場合には、指図書<sup>1</sup>及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類<sup>2</sup>を、当該株主総会の日の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送することが義務付けられています。

なお、適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしますので、取扱いその他について東証担当者までご相談ください。

<sup>1</sup> 外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。

<sup>2</sup> 議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。

【有価証券上場規程第437条】

#### (3) 上場内国会社の機関

上場内国会社は、以下に掲げる機関を置くことが義務付けられています。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）
- (3) 会計監査人

【有価証券上場規程第439条】

なお、上場内国会社は、上記の機関を置いていない又は置かないことを決定した場合には、東証に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第508条第1項】

なお、施行日から1年を経過する平成20年11月1日より適用されることとなります。

#### (4) 公認会計士等

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するよう努めることが義務付けられています。

【有価証券上場規程第440条】

なお、上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない又は決定しないこととした場合には、東証に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第508条第1項】

なお、施行日から1年を経過する平成20年11月1日より適用されることとなります。

**(5) 業務の適正を確保するために必要な体制整備**

上場内国会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第348条第3項第4号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第441条】

なお、上場内国会社は、当該業務の適正を確保するために必要な体制整備を決定していない又は決定しないこととした場合には、東証に報告することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第508条第1項】

**(参考) 会社法**

## 第348条第3項第4号

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

## 第416条第1項第1号ホ

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

**(参考) 会社法施行規則**

第98条 法第348条第3項第4号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 取締役が2人以上ある株式会社である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。
  - 3 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、第1項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
  - 4 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第1項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
    - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
    - (2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 第112条第2項

法第416条第1項第1号ホに規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

## 5. 買収防衛策の導入に係る尊重事項

上場会社は、買収防衛策を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重するものとする。

(1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

【有価証券上場規程第442条】

### < 買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要 >

買収防衛策の導入等を行うに際しては、有価証券上場規程に定める尊重義務等を遵守したうえで、「〔別添〕買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要」を踏まえ、適切にご対応ください。

## 6. 内部者取引の未然防止に向けた体制整備

上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による金融商品取引法第166条及び同法第167条の遵守を確保するために必要な情報管理体制の整備を行うよう努めることが義務付けられています。

【有価証券上場規程第443条】

なお、内部者取引の未然防止に係る上場会社代表者要請については、〔参考資料〕企業行動に関する過去の要請のうち、「(1) 内部情報を利用した不公正取引の防止について」「(2) 内部者取引防止の徹底について」「(3) 内部者取引の未然防止の徹底について」をご参照ください。

**別添3 - 資料 1**

## 買収防衛策の導入等に係る上場制度の概要について

平成19年10月31日

今般、当取引所では、上場会社による種類株式の発行等の取扱いについて、現行の上場廃止基準に掲げる「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、従来のものに加えて、原則として、上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株券等への変更に係る決議又は決定を行った場合や、上場株券等より議決権の多い株式の発行に係る決議又は決定を行った場合を含むものとするなど有価証券上場規程の一部改正を行うこととし（平成19年11月1日施行）、これに伴い、会社情報適時開示ガイドブックの記載事項その他について以下のとおり見直しを行うことといたしましたので、お知らせ申し上げます。

**1. 基本的な考え方**

買収防衛策の導入等については、当然のことながら、適法性やいわゆる企業価値基準（企業価値を向上させる買収を排除せず、企業価値を毀損する買収は忌避できるような買収防衛策のあり方）に照らした妥当性等を十分に検討のうえ行われるものと思われませんが、東証では、市場開設者の立場から、これらに加え、上場会社は、買収防衛策の導入時点の株主のみでなく、潜在的投資者を含む幅広い投資者層の投資対象であり、投資者保護の観点から買収防衛策に関して十分な配慮が求められるものと考えています。

東証では、こうした観点から、国際的な動向を踏まえつつ、買収防衛策の導入等に係る上場制度を整備しています。

## 2. 制度の概要

### (1) 用語の定義

用語	定義
買収	会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為
買収防衛策	株式会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により自己に対する買収の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるもの
導入	買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定すること
発動	買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすること
(買収防衛策の)廃止	買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めること
ライツプラン	買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策

ライツプランを除き、経済産業省・法務省による「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(企業価値防衛指針)と同じ定義です。

上場制度上の「買収防衛策」は、いわゆる平時導入の買収防衛策を意味します。

上場制度上の「買収防衛策」の定義には、事前警告型の買収防衛策が含まれます。また、定款の定めについてもその内容によっては買収防衛策に該当する場合があります。

## (2) 適時開示

上場会社の業務執行を決定する機関が新株又は新株予約権の発行（自己株式又は自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）を行うことについての決定をした場合には、有価証券上場規程に基づき、その内容を開示することが義務付けられていますが、買収防衛策の導入又は発動に伴う発行に関しては、軽微基準が設けてられていません。

事前警告型の買収防衛策や条件決議型の買収防衛策の導入など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収防衛策の導入についても、当該情報が投資者の投資判断に重大な影響を与えないと判断される場合を除き、開示が必要となります。

また、具体的に買収者が出現した場合、導入した買収防衛策を発動した場合、又は廃止した場合にも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収防衛策の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

買収防衛策の導入の開示にあたっては、当該買収防衛策の内容を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、開示上の注意事項に掲げた開示すべき内容に限らず、当該買収防衛策の内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な内容も記載してください。なお、最初の開示時点において決定できない内容がある場合には、決定次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。

### (3) 尊重義務

上場会社は、買収防衛策を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、以下の4つの事項（尊重事項）を尊重することが義務付けられています。

【有価証券上場規程第442条】

#### 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと

買収防衛策の適時開示にあたっては、株主による買収防衛策に対する賛否の判断及び投資者による投資判断のための十分な基礎となる情報が提供される必要があります（開示上の注意事項に関しては、3.をご覧ください）。

#### 透明性

買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと

買収防衛策の発動及び廃止の条件が、経営者の判断に依存するものである場合には、その判断過程が不透明であることなどにより、経営者によって発動・廃止等が恣意的に決定されるおそれがあります。これは、企業価値基準の観点から不相当であるのみならず、投資者に対して十分な投資判断材料が与えられないこととなり、投資者は会社の動向に関して不透明な状態での売買を強いられる結果となります。

そのため、買収防衛策の発動及び廃止の条件は、経営者の恣意的な判断に依存するものでないことが求められます。

#### 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと

買収防衛策の内容そのものに、株価形成を著しく不安定にする、投資者の保有している株式の価値を低下させるなどの要素がないことが求められます。

#### 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること

買収防衛策には様々な形態が考えられますが、そのなかには、買収者を含む株主の議決権の構造を変更する方法や、議決権以外の財産権の毀損を伴う方法もあります。そのため、買収防衛策の導入にあたっては、株主の権利内容及びその行使に配慮していただく必要があります。

#### (4) 尊重義務に反する旨の公表

東証では、買収防衛策の導入に係る尊重義務の実効性を確保するため、上場会社及び新規上場申請者に対して以下のような対応を講ずることとしています。

##### 尊重義務に反する旨の公表

東証は、上場会社が尊重事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができます。東証は、この認定については、買収防衛策の内容及びその開示状況を総合的に勘案して行います。

【有価証券上場規程第508条第3項第2号】

尊重義務に反する旨の公表は、投資者に対する注意喚起の観点から行う措置です。したがって、尊重義務に反すること、若しくはその状態が継続することのみをもって、上場廃止の措置が取られる若しくは改善報告書の提出が求められるといったことはありません。

##### 新規上場審査

新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、尊重事項を尊重していることを上場審査における適格性の要件とします。

【上場審査等に関するガイドライン 6.(1)b、  
同 11.(1)b、同 5.(1)b等】

## (5) 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止等

### 上場廃止

東証は、上場銘柄について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合において、「6か月以内に当該状態が解消されないとき」には、その上場を廃止するものとします。

【有価証券上場規程第601条第17号】

当該上場廃止基準の対象となる行為は、尊重義務に反する旨の公表措置とは異なり、買収防衛策の導入に限られるものではありません。

「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認めた日から起算して6か月目の日までの期間を指します。

【有価証券上場規程施行規則第601条第12項第2号】

上場会社が買収防衛策を導入したことにより「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」状態に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させた場合など当該状態の解消が著しく困難になったと認められる場合には、上場廃止となります。

【有価証券上場規程施行規則第601条第12項第3号】

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合とは、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして東証が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認めた場合をいいます。

【有価証券上場規程施行規則第601条第12項第1号】

### 随伴性のないライツプランの導入

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入  
(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

このような随伴性のないライツプランが実際に発動されると、新株予約権の割当日より後に株式を取得した株主については、買収者であるか否かにかかわらず、保有している株式の希釈化による著しい損失を被ることになります。また、実際に発動されないまでも、発動が懸念される状況が生じた際には、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されます。そのため、このような随伴性のないライツプランの導入は、株価形成を著しく不安定にするおそれがあるとともに、株主の財産権を不当に毀損するものとして、上場廃止の対象となります。

他方、いわゆる信託型ライツプランでは、新株予約権が当初信託銀行に対して発行され、買収者が出現し、所定の発動事由が充足された後にはじめて、信託銀行から発動の際の株主に対して交付される仕組みであり、その結果、新株予約権の発行後に株主となった者も含め、発動の際の株主は等しく新株予約権の交付を受けられます。このような実質的に随伴性が確保されたライツプランの導入は、事前警告型や条件決議型など導入時点で新株予約権の発行を伴わない買収防衛策と随伴性の点で差異がないので、「随伴性のないライツプランの導入」による上場廃止の対象とはなりません。

### デッドハンド型のライツプランの導入

株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないライツプランの導入

いわゆるデッドハンド型のライツプランについては、企業価値防衛指針において、企業価値を向上する買収提案さえも実現しない、企業価値基準に反する買収防衛策であるとされています。東証の上場制度上も、このような買収防衛策を導入している会社の株式は、事実上経営者を交代させるという株主の権利の行使が不当に制限された状態にあるものとして、上場廃止の対象となります。

### 拒否権付種類株式の発行

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定

(会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除く。)

持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式(会社法第108条第1項第8号)又は取締役選任権付種類株式(会社法第108条第1項第9号)を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると東証が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。

取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式の発行は、取締役の選解任などの株主にとって重要な権利を不当に制限するものなので、当該発行に係る決議又は決定は、上場廃止の対象となります。

ただし、「会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東

証が認める場合」には、例外的にその発行が許容されます。この要件に該当する可能性がある場合としては、民営化企業が、その企業行動が国の政策目的に著しく矛盾することがないよう、国を割当先として拒否権付種類株式を発行する場合がありますが、具体的には事前相談において、個別の事案ごとに判断することとします。

また、持株会社である上場会社については、その子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を上場会社以外の者に対して発行する場合も、上場廃止基準の対象となる可能性があるため、このような子会社による株式の発行を検討する際、東証に必ず事前に相談してください。また、実際にこのような株式を子会社が発行する場合には、直ちに東証に通知しなければならないこととしています。

【有価証券上場規程施行規則第 4 1 8 条第 2 3 号】

既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合には、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいため、上場廃止に係る規定の例外の適用は慎重に行います。

### 議決権制限株式への変更

株主総会において議決権を行使できる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定  
(株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除く。)

上場株券をいわゆる議決権制限株式に変更する場合であって、制限する議決権の内容が取締役の過半数の選解任その他の重要な事項である場合には、当該事項に係る株主の議決権を不当に制限しているといえるため、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除いて、上場廃止の対象となります。

### 上場株券等より議決権の多い株式の発行

上場株券等より議決権の多い株式の発行に係る決議又は決定  
(株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものに限る。)

上場株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価格等が上場株券より低い株式をいいます。)で株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものの発行は、上場廃止の対象となります。

### 新規上場審査

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと」を上場審査における適格性の要件とします。

【上場審査等に関するガイドライン 6.(1)b、  
同 11.(1)b、同 5.(1)b等】

上場会社の組織再編に係る新設会社等の簡易な上場審査においては、上場時において、上場銘柄が有価証券上場規程第601条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」に該当しないこととなる見込みがあることを要することとしています。

【有価証券上場規程第209条第2号、同第216条第2号】

### 3 . 注意事項

#### (1) 事前相談の必要性

東証は、上場会社が導入する買収防衛策に関して、尊重義務に反すると認める旨の公表措置を請ずることや当該上場会社の株券の上場を廃止する場合があります。

こうした措置を講ずるか否かの判断にあたっては、個別の事案ごとの内容及び開示の状況を総合的に勘案することとしています。これは、買収防衛策に関しては今後の実務の一層の進展が予想され、個別の事案ごとの内容や開示の状況に応じた柔軟な対応を行う必要があると考えられるためです。

このような柔軟な対応を円滑に実施できるよう、買収防衛策を導入することの決定・開示に先立って、十分な時間的余裕を持って東証に対して事前相談を行うようにしてください。上場会社が事前相談を怠った結果、東証において十分な検討期間が確保できない場合には、買収防衛策の導入を延期するようお願いする場合があります。なお、こうした事前相談は、買収防衛策を新たに導入する場合だけでなく、既に導入した買収防衛策の内容を変更する場合についても同様に行うようにしてください。

事前相談は、開示予定の資料をあらかじめ提示したうえで行うこととしています。上場会社が買収防衛策の導入の決定・開示を行う場合には、原則として開示予定日の2週間程度前までに、事前相談を開始するようにしてください。ただし、導入に前例のないスキームを検討されている場合や尊重義務遵守などの関係で懸念事項がある場合などには、さらに十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

また、4月から5月にかけては、3月期決算会社から6月に実施する株主総会への付議に向けての事前相談が多く寄せられますので、これらの時期に導入を検討されている場合についても同様に、十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

詳細は東証の担当者までお問合せください。

## (2) 開示上の注意事項

買収防衛策の導入に伴う新株又は新株予約権の発行等の開示資料の作成にあたっては、通常の新株又は新株予約権の発行等の場合の開示事項に加えて、以下に掲げる開示事項について、当該事実の内容を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、当該開示事項に限らず、当該事実の内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な事項についても記載してください。なお、最初の開示時点において決定できない開示事項については、決定次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。

- ・ 買収防衛策導入の目的
- ・ スキームの内容
- ・ 導入に係る手続・日程
- ・ 買収者出現時の手続
- ・ 株主・投資者に与える影響

スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収防衛策の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的を買収防衛策の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）について、わかりやすく具体的に記載してください。

買収防衛策の導入に係る開示資料の表題には、「買収防衛策」という文字を入れてください。

また、具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項について開示してください。加えて、買収防衛策を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項について開示してください。

### (3) 買収防衛策に関するその他の注意事項

事前相談においては、尊重義務遵守の観点から、買収防衛策の類型ごとに以下の事項について判断に時間を要すると考えています。ただし、株主総会決議を経て導入する場合など、買収防衛策の適正さを高める特段の事情がある場合には、それを考慮します。

#### ライツプラン

##### 株主の総体的意思

買収防衛策の廃止又は不発動の判断にあたって株主の意思（個々の株主の意思ではなく、株主総会決議によって示されるような総体的な株主意思）が反映される仕組みになっていることは、買収防衛策の適切な運用の観点から非常に重要です。

そこで、事前相談にあたっては、ライツプランがデッドハンド型に該当しないかどうかに加え、取締役の選解任に関する株主総会の決議要件や取締役の任期などの確認を通じて、1回の株主総会で取締役の過半数を支配することが困難となっていないか、開示資料等により確認します。

##### 発動等の判断の枠組み

発動等の判断については、経営者の恣意的な判断に依存する不透明なものでないことが求められます。

ライツプランの発動及び廃止又は不発動の実質的な判断主体（独立委員会等の勧告に基づいて取締役会が決定する場合における当該独立委員会等を含みます）の判断の公正性・中立性は、投資者にとって非常に重要な情報です。そこで、当該判断主体について、経営者からの独立性、専門性（企業価値に関する知識の不足を補うための専門家の関与や独立調査権限等を含みます）、会社に対する責任（たとえば委員会における取締役・監査役と社外有識者との構成割合など）といった事項が、開示資料に十分に記載されているかについて確認します。

また、判断主体の公正性・中立性が上記の手续によって十分に確認できない場合には、客観的な発動及び廃止又は不発動の条件や判断基準が開示資料に記載されているかについて、確認します。

##### 流通市場に与える影響

買収防衛策は、株式の価格形成を著しく不安定にする等、投資者に不測の損害を与える要因を含まないことが求められます。

ライツプランの発動の決定がなされ、株式の割当を受けるべき株主が確定した後においてもなお発動が中止される可能性がある場合には、割当対象株主が確定した後の株式の価格形成が不安定になるおそれがありますが、買収者との対等な交渉を実現するというライツプランの目的に照らすと、発動の決定後に買収が中止された場合や買付条件の引上げにより両社が合意に至った場合に発動を中止できることには、企業価

値・株主利益向上の観点から意義があるので、このような可能性がある場合にはその旨の開示が十分になされていることを、事前相談によって確認することとします。

また、株価形成を不安定にするその他の要因がスキームに内在しないかどうかについても確認します。

#### **事前警告（大量買付ルールの設定）**

いわゆる事前警告型の買収防衛策では、買収者が遵守すべきルール（買収者に関する情報の提供やその手続等を定めたルール）を上場会社が独自に定め、将来の買収者に対してその遵守を求める場合があります。

このような買収防衛策の開示にあたっては、当該ルールの合理性についての株主・投資者の判断に資するため、当該ルールの内容がわかりやすく開示されることが求められます。

具体的なルールの内容は、ルールの運用主体、提出情報の内容や提出等の手続、買収者が大量買付ルールを守った場合・守らなかった場合それぞれの会社の対応などであり、これらのルールの内容が開示資料にわかりやすく記載されているかについて確認するとともに、ルールの合理性（株主・投資者に対する情報提供の観点からみて過剰な情報を求めているか、検討期間が過度に長期となるおそれはないか、ルール違反に対する対抗措置が過剰ではないか等）に関する説明が十分になされているかについて、確認します。

なお、大量買付ルール事前警告を設定した買収防衛策であっても、対抗措置としてライツプランに相当する措置（すなわち買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権の株主割当等）を将来行う可能性があるものについては、その態様に応じて、その旨と前記 に準拠した事項を開示していただく必要があります。

#### **種類株式等の発行**

種類株式又は新株予約権の発行により上場株式の株主の議決権が制限される可能性や財産権が毀損される可能性がある場合については、株主の権利の尊重が図られているかを判断する必要から、所要の審査のために十分な時間的余裕をもって事前相談をしていただく必要があります。

### **（４）株主の権利の不当な制限に関する注意事項**

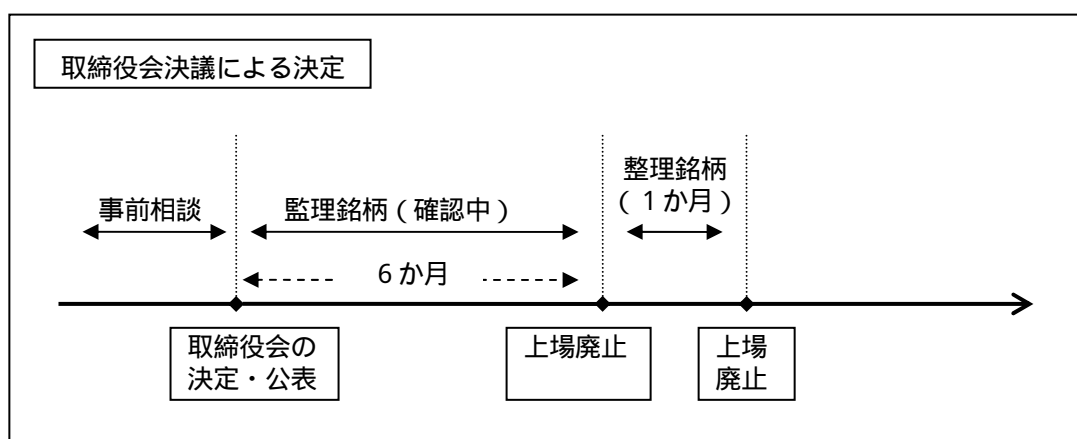
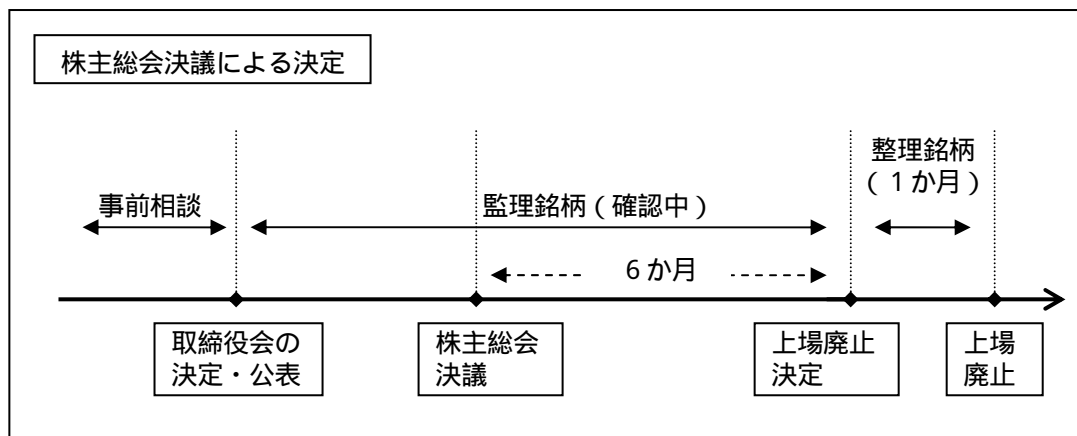
買収防衛策の導入に限らず、上場会社が企業行動を行うにあたっては、株主の権利内容又はその行使の不当な制限とならないよう配慮することが求められます。

#### **継続保有を行使条件とする新株予約権の無償割当て**

株式の継続保有を行使条件とする大規模な新株予約権の株主への無償割当てについては、新株予約権無償割当てを受けた株主の株式売却行為を事実上困難にし、株式の価格

形成が極めて不安定となることが想定されることなどから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると判断される可能性が高いと考えられます。

#### 4 . 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止審査の流れ



##### (1) 事前相談

決定・公表に先立ち、十分な時間的余裕を持って東証に事前相談を行うようにしてください。

##### (2) 監理銘柄（確認中）への指定

株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準の対象となるような行為について、原則として、取締役会決議が行われ、その旨の開示が行われた日に、監理銘柄（確認中）へと指定されます。

【有価証券上場規程施行規則第605条第1項第20号】

監理銘柄（確認中）への指定期間は、最終的な決定の日から起算して6か月目の日までです。すなわち、当該行為が株主総会決議事項である場合には株主総会の決議日から起算して6か月目の日まで、取締役会決議事項である場合には取締役会の決議日から起算して6か月目の日までとなります。この期間中において、再度株主総会を開催することなどにより、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」状態が解消された場合には、それが確認された日をもって監理銘柄（確認中）への指定を解除します。

また、買収防衛策の導入により監理銘柄（確認中）へ指定された上場会社が、当該割当期間中に当該買収防衛策を発動させた場合など「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」状態の解消が著しく困難になったと認められる場合には、その日を以って上場廃止が決定され、整理銘柄に指定されることとなります。

### （3）整理銘柄への指定

上記の期間において、スキームの十分な見直しが行われないことなどにより、上場株式が備えるべき基本的かつ重要な権利が著しく損なわれていると当取引所が認めた状態が解消されなかった場合及び買収防衛策の導入により監理銘柄（確認中）に指定された上場会社が、監理銘柄（確認中）に指定されている期間中に当該買収防衛策を発動させた場合など当該状態の解消が著しく困難になったと認められる場合には、東証は当該上場会社の株券の上場廃止を決定し、当該株券は、整理銘柄に指定されます。

原則1か月の整理売買が行われた後、上場が廃止されます。

**別添3 - 資料2**

## MSCB等の発行に関する実務上の留意事項について

平成19年10月31日

昨今、MSCB等は、上場会社のエクイティ・ファイナンスの形態の一つとして、再建を目指す上場会社や自己資本の円滑な拡充を目指す上場会社の資金調達において一定の役割を果たしているところですが、その一方で、調達資金により企業価値の向上が見込まれない、あるいは、企業価値の向上について十分な説明が行われない上場会社において株式の希薄化や株価が下落することにより既存株主の利益を損ねているのではないかと指摘がなされており、また、MSCB等を買受けた投資者による買受け後の投資行動によっては、流通市場や既存株主に対して大きな影響を与えるおそれがあるとの指摘もなされています。

こうしたことを背景として、金融庁に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」からの要請を受けて日本証券業協会においても検討が行われ、証券会社がこれらのMSCB等の引受け等を行う際の留意事項や市場の公正性及び既存株主に配慮した商品設計等に関する取扱いを理事会決議「会員におけるMSCB等の取扱いについて」(以下「日証協自主ルール」という。)が制定されています(平成19年7月1日施行)。

MSCB等については、上場会社自らが、発行条件及び利用方法次第では株式の希薄化などによって既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることを十分に理解し、発行を行う際には、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮することと、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が高まっていると考えられます。

こうしたことから、東証は、上場会社代表者各位に対して、「MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請について」(平成19年6月25日付け東証上会第1号)を発出するとともに、有価証券上場規程に基づく企業行動規範として、上場会社は、MSCB等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮することが義務付けられるとともに、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています(平成19年11月1日施行)。

東証は、これら上場会社代表者要請の発出や上場制度の整備と併せて、上場会社がMSCB等の発行及び開示を行う際の実務上の留意事項を取りまとめました。

上場会社各社におかれては、日本証券業協会の会員証券会社が買い受ける場合であるか否かにかかわらず、MSCB等の発行又は第三者割当増資等を行うに際しては、有価証券上場規程に定める尊重義務等を遵守したうえで、上場会社代表者要請及び本留意事項を踏まえ、適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

本資料において「MSCB等」とは、行使価額が6か月間に1回を超える頻度で修正される条項(可能性のあるものを含む。)が付された第三者割当により発行される新株予約権、新株予約権付社債及び取得請求権付株式(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株式の発行者が発行する上場株式であるものに限る。)をいいます。

## 1. 事前相談

M S C B等の発行、開示等にあたっては、原則として決定・公表予定日の1週間程度前までに、東証担当者まで開示内容等について事前相談を行うようにしてください。

## 2. 実務上の留意事項

### 留意事項(1)

上場会社は、M S C B等の発行を行う際には、調達資金の使途、新株予約権等<sup>1</sup>の行使条件の合理性、M S C B等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の合理性等について十分に確認・検討を行ったうえで、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮すること。

<sup>1</sup> 新株予約権又は取得請求権をいう。

#### a. 商品性等の十分な理解に基づく発行証券の選択等

上場会社自らが、M S C B等の商品性及び発行に伴うメリット・デメリットを十分に理解し、自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性、流通市場への影響及び株主の権利に与える影響を十分に考慮したうえで、資金調達方法としてM S C B等を選択することが求められます。

#### b. 発行スキームに関する既存株主への影響等に配慮した十分な確認・検討

上場会社は、M S C B等の発行を行う際には、上場会社自らが、以下の点について十分に確認・検討を行うことが求められます。

##### 調達資金の使途

M S C B等の発行により調達する資金が有効に活用され、結果として将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれ、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであること。

##### 新株予約権等の行使条件の合理性

上場会社の財政状態及び経営成績、調達する資金の額及び使途、自社株価のボラティリティ等を総合的に勘案し、上場会社がM S C B等を利用して自己資本を拡充していくにあたっての方針との間の整合性が取れるなど行使価額(修正条項を含む。)行使期間

その他の発行条件が合理的なものであること（ ）。

行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」（平成4年6月12日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。なお、MSCB等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいものと一般的に考えられ、企業行動規範の実効性確保のための公表措置の審査対象となりますので、この点について十分にご留意いただくことが必要です。

#### **MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模の合理性等**

行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするMSCB等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであること（ ）。

下方にのみ行使価額の修正が行われるMSCB等又は行使価額の上方修正に過度な制限が付されたMSCB等については、一定の場合（業務提携又は資本提携のために発行する場合であって、新株予約権等の行使により交付される株券について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表されるとき等）を除き、流通市場への影響又は株主の権利への影響が大きいものと一般的に考えられ、企業行動規範の実効性確保のための公表措置の審査対象となりますので、この点について十分にご留意いただくことが必要です。

MSCB等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいと一般的に考えられ、企業行動規範の実効性確保のための公表措置の審査対象となります。この場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分にご留意いただくことが必要です。

#### **その他、流通市場への影響及び株主の権利に関する重要な事項**

##### **イ．財政状態及び経営成績の確認・検討**

M S C B等の発行会社において、仮に、M S C B等が株式への転換により自己資本化せず、償還された場合であっても十分に元利金を支払うことができるだけの財政状態とキャッシュフローの状況、あるいは元利金を支払うために必要なリファイナンスを実行できるだけの信用力を有していること等について確認・検討を行うことが望まれます。

#### ロ．株価等の動向の確認・検討

ファイナンス直前の株価や売買高の推移に異常値が見られないものであること等について確認・検討を行うことが望まれます。

#### ハ．割当先等の確認・検討

割当先について、発行の目的、資金調達方法としてM S C B等による資金調達を選択した理由、上場会社がM S C B等を利用して自己資本を拡充していくにあたっての方針、割当先の保有方針等を踏まえて、割当先として適当な者であること等について確認・検討を行うことが望まれます。また、自社の役員、役員関係者及び大株主と割当先との間における自社株券の貸借に関する契約・合意について把握するよう努めることが求められます。

#### 留意事項（2）

上場会社は、M S C B等の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の用途及び発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。

上場会社は、M S C B等の発行を行う際、発行条件及び利用方法次第では、株式の希薄化などにより既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることから、M S C B等を利用することによる企業価値の向上について十分な説明を行うことが重要と考えられます。そのため、募集の目的、資金調達方法としてM S C B等による資金調達を選択することとした理由、調達する資金の額及び用途、最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況、発行条件の合理性並びに割当先の選定理由等について、わかりやすく具体的な説明を行うことが求められます。

特に、流通市場への影響又は株主の権利への影響が大きいものと一般的に考えられるスキームについては、その影響に十分にご留意いただくことが必要ですが、仮に発行する場合においては、株式の希薄化及び株価への影響の観点から既存株主にとってのメリットについて十分な説明を行うことが求められます。

M S C B等を発行する場合の開示事項等の詳細は「別添 13 M S C B等の発行に係る適時開示実務上の取扱いの一部見直しについて」をご参照ください。

**資料3 - 参考資料**

企業行動に関する過去の要請について

- (1) **内部情報を利用した不公正取引の防止について**  
東証売審第12号 昭和62年6月17日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)
- (2) **内部者取引防止の徹底について**  
東証上管第199号 昭和63年8月26日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)
- (3) **内部者取引の未然防止の徹底について**  
東証上管第74号 平成7年3月24日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)
- (4) **コーポレート・ガバナンスの充実について**  
東証上総第1号 平成11年3月31日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)
- (5) **株式投資単位の引下げについて**  
東証上サ第825号 平成13年9月4日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)
- (6) **コーポレート・ガバナンスの実効性確保に向けた要請について**  
東証上サ第485号 平成14年4月19日  
(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)
- (7) **株主総会における株主の議決権行使の促進に向けた環境整備のお願い**  
東証上サ第255号 平成15年3月18日  
(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)
- (8) **機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加のご案内について**  
東証上場第1号 平成19年1月25日  
(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)
- (9) **MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請について**  
東証上会第1号 平成19年6月25日  
(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)

(1)

**内部情報を利用した不正取引の防止について**

東証売審第12号 昭和62年6月17日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)

近年、証券市場の国際化が進展する中で、本所といたしましても、上場会社の御協力をいただきながら、日々、流通市場における信頼性の確保に努めている次第であります。

ところで、既に御承知のとおり、海外諸国の証券市場におきましては、不正取引、とりわけ内部者取引(インサイダー取引)に関し、法令の改正が行われるなど規制の強化が一段と進められております。

もとより、我が国におきましても、内部関係者による未公開の情報を利用した売買取引が行われた場合の弊害は、つとに指摘されており、本所といたしましても、従来から「上場会社の関係者による自社株の売買取引について」等の通知文により御留意をお願いしておりますが、昨今の社会的な関心の高まりとともに、より厳正な規制に向けての対応が求められているところであります。

このような状況にかんがみ、貴社関係者各位におかれましては、次の諸点につき改めて御理解を賜わり、公正な取引の確保に向けて、一層御配慮いただくようお願い申し上げます。

1. 職務等を通じて知り得た未公開の情報を利用し、証券取引を行うことは、そのような情報を知得せずに行った一般の投資者にとって著しく不利益となるものであり、公正な売買取引から逸脱する行為であること。  
このことは、証券取引に対する信頼を損なう行為であり、ひいては証券市場における円滑な資金調達を阻害する重大な要因ともなること。
2. このような弊害を生じさせるべき売買取引の関係者としては、発行会社の役員、主要株主はもとより、その職員、更にはその周辺にある者として発行会社と営業上、又は職務上の関係を通じて未公開情報に接近し得る者等も含むとされていること。
3. したがって、発行会社関係者による売買取引については、内部情報利用による誤解を招かないよう慎重な対応が望まれること。
4. なかでも、役員、主要株主にあつては、内部情報の利用によるものでない売買取引であっても、6か月以内の反対売買により差益を得た場合には、会社に対する返還義務が生じること。
5. 発行会社においては、内部情報の秘密保持に格段の配慮が望まれること、更に、投資判断に影響を与える情報は、可能な限り速やかに公開される必要があること。

(2)

### 内部者取引防止の徹底について

東証上管第199号 昭和63年8月26日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)

本所では、昨年6月、上場会社に対し、「内部情報を利用した不公正取引の防止について」(東証売審第12号)により、発行会社関係者による売買取引については、内部情報利用による疑いをもたれることのないよう慎重な対応をされること、また、内部情報の秘密保持に格段の配慮をされること等をお願いし、御協力をいただいております。

また、本年5月には証券取引法の一部が改正され、内部者取引規制について、制度上の整備が図られましたことは御高承のとおりであります。

しかしながら、最近におきまして、未公開の情報を利用した不公正取引の疑いをもたれる売買取引を行った事例がみられましたことはまことに遺憾であります。

内部者によってこのような不公正な売買取引が行われることは、証券市場の健全性を損ない、証券市場に対する投資者の信頼を失わせるとともに、ひいては市場における円滑な資金調達を阻害する重大な要因となります。

つきましては、上場会社各位におかれては、内部者取引防止の徹底を図るため、次の諸点について一層御配慮下さるようお願い申し上げます。

1. 役職員に対し、内部者取引規制の意義と内容について、周知徹底を図ること。
2. 内部情報が、他に漏れたり、不当に利用されることのないよう、社内体制を整えること。
3. 投資判断に影響を与える重要な会社情報の適時開示について、積極的な対応をすること。

(3)

### 内部者取引の未然防止の徹底について

東証上管第74号 平成7年3月24日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)

本所では、これまで上場会社に対して、公正な価格形成の確保と内部者取引の未然防止の観点から、重要な会社情報が生じた場合にはその適時、適切な開示と公表までの間の情報の管理の徹底を要請し、御協力をいただいております。

しかしながら、誠に残念であります。先般、一部の発行会社の業務等に関する重要事実を知った会社関係者等がその重要事実の公表がなされる前に当該会社の株券の売買を行った事件が相次いで発生しました。これは、発行会社の役職員及び発行会社と契約を締結している者等において、内部者取引規制についての認識が必ずしも十分ではなかったことによるのではないかと考えられます。

つきましては、内部者取引規制の意義及び内容について役職員のみならず取引先等会社と関係のある者に対しても一層の周知徹底を図るようお願い申し上げます。また、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報について他に漏れたり不正に利用されないことがないよう、社内規則の整備及びその適切な運用に努められるとともに、こうした重要な会社情報の適時、適切な開示について今後とも積極的に対応していただくよう重ねてお願い申し上げます。

なお、内部者取引規制の趣旨は、会社関係者等が未公表の重要な会社情報を利用して上場株券等の売買を行うことを防止しようとするものであり、そのようなことに該当しない一般の株式等の売買等を何ら制約するものでないことは申し上げるまでもありません。

(4)

**コーポレート・ガバナンスの充実について**

東証上総第1号 平成11年3月31日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)

ご高承のとおり、上場会社に代表される大企業におけるコーポレート・ガバナンス(企業統治)のあり方につきましては、近年、経営効率の向上、企業倫理の確立、経営に対する有効なチェック機能の確保あるいは株主に対する経営者のアカウンタビリティ(説明義務)の担保といったさまざまな観点から、学界・実業界などにおいて積極的な議論・具体的な提言等がなされており、コーポレート・ガバナンスの重要性についての認識は急速に高まっております。東証といたしましても、従来から上場会社に対しまして、株主・投資者を意識した経営を行っていただくようお願いしておりますことから、このようなコーポレート・ガバナンスの充実に向けた動きに重大な関心をよせてきたところでございます。

また先般、東証の証券政策委員会におきましても、コーポレート・ガバナンスの問題について活発なご議論を頂戴し、「東証の将来像について 新たなステージへの道標として」と題する答申(平成11年2月10日)において、投資者への魅力ある商品の提供という観点から、東証として上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に関与を行っていくことが必要である旨の提言をいただいております。

こうしたことから、東証といたしましては、今後、上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた支援活動に取り組むとともに、各社に対しましてはコーポレート・ガバナンスに関する取組み状況や今後の計画等について開示を要請し、これらを通してコーポレート・ガバナンスの充実に関与してまいりたいと考えております。

上場会社各社におかれましては、上述の趣旨をご理解のうえ、コーポレート・ガバナンスの充実に関する東証の施策に積極的にご協力くださいますようお願い申し上げます。

(5)

**株式投資単位の引下げについて**

東証上サ第825号 平成13年9月4日  
(東京証券取引所理事長から上場会社代表者あて)

東京証券取引所では、安定的で活力ある株式市場の確立には、多様な投資判断を有する個人投資者層の市場参加が必要かつ不可欠であるとの立場から、これまで上場会社各社に株式投資単位の引下げについてご理解とご協力をお願いしてまいりました。

近年、「単位のくくり直し」や「大幅な株式分割」により投資単位の引下げを実施する会社数は増加傾向にあります。しかしながら、アンケート調査によりますと、依然として個人投資者の大多数が「現状の投資単位は高すぎる水準にある」と回答しているなど、市場全体としては、投資単位の引下げが十分な状況にあるとは申し上げられません。

こうした中、本年4月に公表された政府の「緊急経済対策」では、個人投資者が少額でも株式投資を行うことができるよう、従前の株式の大きさ(投資単位)に関する規制を撤廃する方針が示され、これを受けて、株式分割に係る純資産額規制を撤廃し、1単元の株式数の引下げを取締役会の決議で可能とする内容を含む「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が、10月1日より施行されることとなっております。

東京証券取引所では、株式投資単位の引下げを通じて個人投資者層の参加を促すことが、これまで以上に証券市場にとって重要な課題となっているとの認識に立ち、改正商法によって発行会社がより自由にかつ機動的に投資単位の引下げを行うことが可能となったことを踏まえ、今回、投資単位の引下げに係る施策を一段と推進することといたしました。具体的には、各種調査の結果及び諸外国の実情等に基づき、望ましい株式投資単位の水準が「50万円未満」であることを上場規程に明示するなど、別添の「アクション・プログラム」に沿って、幅広く積極的に取り組んでまいり所存でございます。

上場会社各位におかれましては、株式投資単位の引下げに向けた私どもの施策に一層のご理解を賜り、今後、投資単位の水準を「50万円未満」とすることを具体的な目安として、その見直しを検討くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

(6)

### コーポレート・ガバナンスの実効性確保に向けた要請について

東証上サ第485号 平成14年4月19日

(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)

ご高承のとおり、昨年12月12日付で「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が公布され、来る5月1日からの施行が予定されています。

今次の商法等の改正では、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する観点から、社外監査役の法定員数の増加や社外要件の厳格化などの制度的対応が盛り込まれております。適正なコーポレート・ガバナンスの確立が一段と強く求められている現下の情勢を踏まえ、改正商法等の適切な運用を通じて、会社の法令遵守に係る規律維持の強化が図られることは、個々の上場会社のみならず証券市場全体に対する投資者の信頼醸成に資するものと考えられます。

そこで上場会社の皆様におかれましては(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条に定める「大会社」の要件に該当しない会社である場合も含まれます。)社外監査役の独立性強化やその地位の安定性確保といった改正商法等の趣旨に格別のご理解をいただき、コーポレート・ガバナンスの実効性確保にご配慮くださいますよう強くお願い申し上げます。

(7)

### 株主総会における株主の議決権行使の促進に向けた環境整備のお願い

東証上サ第255号 平成15年3月18日  
(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)

ご高承のとおり、株主総会において株主が主体的に総会に付議された議案についてその権利を行使することは株式会社制度の根幹をなすものであり、いわゆるコーポレート・ガバナンスを有効に機能させる観点からも非常に重要な意義を有しております。

こうした中、信託銀行などを介して間接的に株式を保有する外国人投資家や複数の株式を多量に保有する機関投資家の方を中心に、株主総会開催日の分散化や株主総会付議議案の株主への通知(招集通知)の早期発送など、現状の議決権行使環境の改善について多くの要望が寄せられており、証券市場の活性化の観点からもその改善が喫緊の課題として取り上げられるに至っています。

もっとも議決権行使環境の改善には商法の制約などもありますが、議決権の行使を株主に行いやすくするために招集通知を株主総会開催日の3～4週間前に発送する、広く投資家(名義株主ではない実質株主)に周知するために招集通知の内容を自社等のホームページに掲載する、外国人投資家に向けて招集通知の抜粋を英訳するなど、既に各社で様々な工夫も行われています。私どもでは、上場会社の皆様が自発的に議決権行使環境の改善に取り組まれることを歓迎するとともに、株主総会の分散化や招集通知発送日の早期化、招集通知の内容を投資者へ周知する方法の多様化に向け、同様の取組みが実施されることを要請いたします。

また、当取引所といたしましても、こうした皆様方の取組み状況を当取引所のホームページに掲載することとします。

上場会社各位におかれましては、このような趣旨にご理解を賜り、なお一層議決権行使環境の改善に向けご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

(8)

**機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加のご案内について**

東証上場第1号 平成19年1月25日

(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)

ご高承のとおり、株主総会において株主が主体的に総会に付議された議案についてその権利を行使することは株式会社制度の根幹をなすものであり、当取引所におきましても、かねてから、株主総会における株主の議決権行使の促進に向けた環境整備を上場会社の皆様をお願いしてきたところであります。具体的には、株主総会の集中開催の回避や招集通知・議案の早期発送などがその例として挙げられますが、このような取組みを通じて株主の議決権行使環境が改善されることは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させる観点からも非常に重要な意義を有するものと認識しているところです。

殊に最近では、上場会社、投資家の双方にコーポレート・ガバナンスに対する意識が一層向上し、株主総会における議決権行使に対するスタンスが従来よりも積極的なものに変化してきています。そうした状況の中、現在、株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーションズ・ジャパン)が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」への上場会社の積極的な参加は、株主総会という機会をとらえて国内・海外の投資家と発行会社とのコミュニケーションを充実させ、投資家自らの権利を適確かつ迅速に行使できる環境を提供するものであり、その上場会社に対する市場からのより大きな信頼の獲得につながるものと考えます。同プラットフォームは昨年業務を開始いたしました。本日現在で129社、TOPIXに占める時価総額シェアで見れば3割以上の上場会社から既にご参加をいただいています。

当取引所といたしましては、以上の趣旨から、引き続き、株主の議決権行使環境の改善に向けた取組みの推進をお願いするとともに、現在、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」へ未参加の上場会社の皆様には、是非とも同プラットフォームへのご参加をご検討いただきたく、ここにご案内申し上げます。

上場会社各社におかれましては、以上の趣旨につきご理解、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームご利用のお申込みにつきまして、詳しくは株式会社ICJ営業部(電話:03-5215-0340 柳川・坂東・馬場)へお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(9)

**M S C B等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請**

東証上会第1号 平成19年6月25日

(東京証券取引所代表取締役社長から上場会社代表者あて)

昨今、M S C B等<sup>1</sup>は、上場会社のエクイティ・ファイナンスの形態の一つとして、再建を目指す上場会社や自己資本の円滑な拡充を目指す上場会社の資金調達において一定の役割を果たしているところですが、その一方で、流通市場や株主の権利に対して大きな影響を与えるおそれがあるとの指摘もなされているところです。

M S C B等については、上場会社自らが、発行条件及び利用方法次第では株式の希薄化などによって既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることを十分に理解し、発行を行う際には、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮することと、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が高まっていると考えられます。

このほか、第三者割当<sup>2</sup>により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う際にも、株式の希薄化が生じるものであることから、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が高いと考えられます。

上場会社各社におかれましては、これらM S C B等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に際しては、以下の点について、御留意いただくようお願い申し上げます。

1. 上場会社は、M S C B等の発行を行う際には、調達資金の使途、新株予約権等<sup>3</sup>の行使条件の合理性、M S C B等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の合理性等について十分に確認・検討を行ったうえで、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮すること。
2. 上場会社は、M S C B等の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の使途、発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。
3. 上記のほか、上場会社は、第三者割当により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の使途、発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。

<sup>1</sup> 行使価額が6か月間に1回を超える頻度で修正される条項(可能性のあるものを含む。)が付された第三者割当により発行される新株予約権、新株予約権付社債及び取得請求権付株式(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株式の発行者が発行する上場株式であるものに限る。)をいう。

<sup>2</sup> 株主割当以外の方法その他50名に満たない者を相手方とする募集により割り当てることをいう。

<sup>3</sup> 新株予約権又は取得請求権をいう。